

## 損益法と内部統制

“Revenue and Expense Accounting” and Internal Controls

檜 田 信 男

### 要 旨

岩田巖先生の、「企業会計における会計士監査の意味」と題する論文では財産法の担い手を会計士監査に求められ、「[アカウント]・[アカウントビリティ]・[アカウントティング・コントロール]」と題する論文では、チャージされたアカウントビリティがディスチャージされるために帳簿残高と実際在高との一致ないし符合こそが重視されていた。これに関し、旧「監査基準」、同「監査実施準則」の「正規の監査手続」、監査手続のアプローチとしての残高法等を検討した後、内部統制の基本的コントロールは会計的コントロールであり、それはインターナル・アカウントビリティのチャージとディスチャージをつうじて達成されるから、両論文を関連づけることが岩田先生の本旨に添うのではないかと主張した。

### 一 論題意識の発端

これまでの大学教員生活の中で最も長期間（昭和42年4月から平成12年3月までの32年間、この間に在外研究のため2年間休講）にわたりセミナーを担当してきたのは早稲田大学商学部においてであった。筆者が専任教員として比較的長期間にわたって在籍した大学は、専修大学12年、中央大学22年であり、これらの大学においてもセミナーないし演習を担当していたけれども。

通常、セミナーの担当者は専任教員によることを慣行としている大学が多いから、非常勤の教員でセミナーを担当することは奇異に感じられるかもしれない。これは昭和40年頃、全共闘と略称する学生集団が大学の秩序を著しく乱したことがある。当時在職していた専修大学においても例外でなく、当時の記憶によれば、略称「中核」（一部）、「民青」（二部）に属する学生が中心になって運動していた。早稲田大学商学部は略称「革マル」に属するグループが強い力をもっていた。そこで、早稲田大学商学部教授会は研究・教育環境を維持するために、外部の大学教員をして非常勤でセミナーを担当するようにしたのであった。私の学部・大学院の指導教授であった青木茂男先生から早稲田大学第一商学部（後に商学部と改称）で非常勤としてセミナーを担当するようにとのお話をいただいたのもこのような背景によるものであった。

最初は、秩序回復までの適当な期間と思っていたけれども、それが32年にも及んだということである。早稲田大学でのこの比較的長い期間にわたり、2泊3日程の春ないしは夏の合宿で幾度となくよく輪読の対象としたのは、岩田巖著「利潤計算原理」初版昭和31年3月3日<sup>1)</sup>（この書物は、他大学の教員によっても多く採用されていたようであり、出版社の同文館によれば、平成14年までの版数は22版を数えているとのことである）であった。中央大学に在職するようになってからも、やはり、セミナーの合宿においてこの書物を輪読の対象とすることが多かった。

この書物は、第一編「利潤計算原理」、第二編「貸借対照表論の基本問題」、第三編「ドイツ会計学説」の3つの編からなっている。そして、「大田哲三博士の指導によって、新井益太郎、関口重之、森田哲彌および飯野利夫の4人が教授の死後に編集して出版されたものである<sup>2)</sup>とあるように、著者が昭和30年3月3日に亡くなられた翌年に公刊されている。

私が輪読の対象として選択したのは、この書物のうち、主に第一編「利潤計算原理」であった。この理由は、飯野利夫先生が「あとがき」で「第一編に集録した論文と第二編のものには、発表年次において約十七、八年のズレがある。第二編の方がはやいのである。その間、先生には少くとも「かれこれ十年近くの空白時代」があり、それを完全に脱却しきってかかれたのが、第一編におさめられた諸論文であ

る。こんなことで、発表年次では、第一編と第二編とは逆である。しかし、第二編の論文は、第一編とくく第四章および第五章の思想を、より具体的、より詳細に展開したものとみることが出来るのでこのような順序にした。」「また第三編の論文は先生が将来発刊を予定されていた「資本維持論」(仮題)に取り入れられるはずのものようであったが、この企画は、到底実現できそうにもないので、第三編として入れることにした。こんなわけで第三編は第一編や第二編とは別個の全く独立のものとも考えることが出来る。」(436頁～437頁)とされていることに影響されたこと、および合宿ゼミというごく短期間に第二編の諸論文を学生諸君と輪読することの不安と困難さを考慮したことによる。

## 二 岩田巖先生による財産法及び損益法と会計士監査

この書物の第一編で、筆者が特に疑問を抱いたのは、「第八章 企業会計における会計士監査の意味」の部分においてである。この章は、第一編のまとめとあってよく、「一 財産法の原理と損益法の原理」「二 財産法と損益法の結合」「三 二つの貸借対照表」「四 企業会計の構造」「五 会計士監査の意味」からなっている。読了後なぜ疑問が残されたのか、その疑問は正しいのかどうかを確かめるために、この章の要旨を筆者なりに把握し、これをサブノートのように記述してゆくことにしたい。

「一 財産法の原理と損益法の原理」の項では、財産法および損益法の会計的本質に関し、次のように述べられている。

「まず、「損益法と財産法は、本質に異なる利潤計算であって」(158頁)とする認識にたつて、財産法に関し、「財産法という利潤計算の会計的本質は、資本の実際在高(Istbestand)と帳簿残高(Sollbestand)との比較という点にある。」(中略)・一方において期末現在の資産負債の棚卸評価によって貸借対照表が作成され、これを通じて期末の正味資産、すなわち資本の実際在高が算出される。他方において簿記の試算表が、元帳勘定残高の集計比較により、期末元入高すなわち資本の帳簿残高を決定する。この二種の資本計算の組合せから、利潤を計算するのが財産法の特徴である。」(中略)・損益法によらざる財産法独自の損益計算書の作成。(中略)・これは個々の資産負債項目のイスト・ベスタンドとゾル・ベスタンドの差異を集計比較したもの。(中略)・この損益計算書の利潤が前記の貸借対照表と完全に一致すべきものであることはいうまでもない。」(159頁)と

される。

次いで、損益法について、「損益法の会計の本質は、給付に対する収入と、費消に対する支出との配偶(Matching)という点にある。」(159頁)とされ、「今日の貨幣経済の下においては、結局において費用は金銭の支出をとらない、収益は収入をもたらす。(中略)・損益法はこの事実にもとづいて前期、今期および後期の収入支出から、費用たる支出と、収益たる収入を選択測定し、収益に費用を配偶して、利潤を算定するのである。」(160頁)と「前期、今期および後期の収入支出」を基にして収益・費用の配偶をするという。「かようにして決定された収益費用を集計して、損益計算書が作成される。ここに算定された利潤は財産法の利潤とは性質を異にするものであって、利潤に相当する資産の帳簿残高、すなわち計算上の利潤である。」(中略)・収入支出から費用収益を選択する場合、費用収益ならざる収入支出が残ることになるが、この残余項目を集計して一表に示すとき、貸借対照表が作成されることになる。これは財産法の財産目録にもとづく貸借対照表とは趣を異にし、計算上の貸借対照表である。」(160頁)とされる。

つぎに、「二 財産法と損益法の結合」の項では、まず、帳簿残高と実際在高との照合について、「一般に記録計算は種々の事情によって事実から遊離し、現実を示さなくなる傾向がある。そこで計算を事実に戻し、現実に符合せしめることが必要である。帳簿残高と実際在高の照合はこのために行われる。この照合によって会計の正確性、信頼性は保証されるのである。」(中略)・利潤決定を目的とする企業会計においても、利潤の帳簿残高と実際在高とが照合されなければならない。両者の一致が確かめられてはじめて企業会計の信頼性が確保されるのである。」(中略)・企業会計は、この両計算の結合を本質的構造とすべきものであって、(後略)。(161頁)と、企業会計の信頼性の確保と利潤の帳簿残高と実際在高との照合について述べておられる。

そして、損益法と財産法とが結合した計算過程の順序は、

- 1 「損益法の原理にしたがい、簿記の記録を基礎として、費用収益を選択集計配偶して損益計算書を作成するとともに、計算上の貸借対照表を作成する」
- 2 「財産法の原理にしたがい、資産負債の棚卸評価によって事実上の貸借対照表を作成する」
- 3 「損益法の損益計算書における計算上の利潤と、財産法の貸借対照表における事実上の利潤

とを照合して一致の有無を吟味し、一致すれば計算はここで終了する。利潤に差異がある場合にはつぎの手续が必要である。」

- 4 「損益法による計算上の貸借対照表と、財産法による事実上の貸借対照表をもって、比較貸借対照表を作成し、資産負債の各項目毎に増減を求め、利潤差異を個別差異に分析する。この計算は「利潤差異分析表」によって行われる。」
- 5 「個別差異の性質を検討し、これに適当な科目を附して前記の損益計算書に追加記入を行う。右の手續によって、損益法の損益計算書と財産法の貸借対照表との利潤を一致せしめ、利潤の原因分析を完全なものとするのである。」とされる。(161頁～162頁)

次の「三 二つの貸借対照表」では、決算日現在の資産負債の在 high の比較により算出される正味財産(期末資本の額)、および正味財産を元入資本と比較して算出される期間利潤を適当に分類配列して作成される財産法の貸借対照表(87頁)と、一期間の損益計算書に集合されず、残余項目を次期または次期以降の利潤計算に繰越す役割を果たすために作成される損益法での貸借対照表(102頁～103頁)とから比較貸借対照表を作成し、分析するような企業会計本来の計算過程は現実の企業会計とは異なる。その理由のひとつは、「企業会計が一般に記録形式として、複式簿記を採用し、日常取引の継続記録のみならず、決算整理の過程についても、二重記入を行うからである。・(中略)・利潤に関する計算と事実の照合が背後に隠れ、利潤差異分析が表面に現れてこない・(後略)・」(162頁～163頁)こと、「第二の理由は実際上の困難、技術上の便宜から、財産法と損益法を資産負債の全体について平行して行わないことである。・(後略)・現実の貸借対照表には、財産法の貸借対照表と損益法の貸借対照表とが混在している」(163頁)ことをあげている。

そして「四 企業会計の構造」では、「財産法の処理が縮小脱落して、損益法の取扱が拡大し精密化しつつある・(中略)・。すなわち本来二元的であるべき会計の構造が、損益法一本に一元化しつつある傾向・(後略)・」(164頁)を指摘し、この例として、固定資産について、混合勘定としての処理から取替法の採用、英国の複会計制度、損益法に属する減価償却による固定資産処理の慣習化をあげ、また、棚卸資産について棚卸評価法から継続記録法への移行をあげている。

最後の節の「五 会計士監査の意味」においては、「企業会計が損益法に一元化することが、その本質的

動向であるとするならば、企業会計の信頼性は何によって保証されるかということである」と問題を提起し、「事実から離れがちな記録を、できるかぎり事実に合わせてやろうとするのは、会計の本能的欲求で・(後略)・」あって、損益法と財産法との全面的結合関係を保持した構造こそが、企業会計本来の正しい計算構造だから、「財産法の計算を取りいれて、会計の本然的形態を完成すべきであろう」(165頁)とされる。

しかし理論的に「如何なる結合の仕方がありうるのであろうか。・(中略)・損益法一元化が企業会計の必然的運命であると認めることは、計算と事実の照合が会計の本質的特徴でないことを認めるに等しい。・(中略)・計算と事実の照合を基本的前提としたことは、根本的に誤謬であったのであろうか。・(中略)・考えあぐねて幾度か抛棄を覚悟しながらも、未練にこれを捨てかねて、執拗に考え続けてきたのである。」(166頁)と理論的展開の困難に直面されたことを述懐されている。

この困難な問題に対する岩田巖先生の考察は、「計算と事実の照合が会計の本能的要求である以上、今日の企業会計といえども全くこれを無視しうるはずがないとすれば、現実の会計実務は如何なる仕方で、この欠けるところを補っているかという方向へ考察を進めるべきだったのである。」(166頁～167頁)と、たんに理論的展開に終始するのではなく、理論と実際との関係に注目し、理論の行き詰まりを会計実践でどのように解決するようにしているかに注目された。

そこで、「現実はこの問題を如何に解決したか。結論からいえば、会計士の監査によってこれを解決しているのである。会計士監査の制度こそ、企業会計の欠けるところを補うものである。損益法を主体とする今日の企業会計は、その帳簿記録を会計士に監査せしめることによって、自ら省略した財産法を補充していたのである。つまり会計士が財産法の担い手なのである。」(167頁)としたのであった。

そして、さらに「会計士の監査手続の主なるものは、実査といい、確認といい、立会といい、質問といい、すべて可能なるかぎり帳簿から離れて独立に事実を確かめ、帳簿記録の信頼性を立証し、あるいは帳簿を修正して事実符合せしめることである。これは正に財産法の計算であり、端的にいえば、財産目録の作成にほかならない。・・・企業会計は自ら損益法の計算を行うにとどめ、財産法の計算は会計士に担当せしめることによって、自己の本能的要求を実現しているのである。」(167頁)ともされている。

る。

### 三 損益法と会計士監査・内部監査

これまで、岩田巖先生が財産法と損益法とをどのように理解され、会計士監査の意味をどのように指摘されていたかについて、「第八章 企業会計における会計士監査の意味」のなかで述べられていることの要旨を、紙幅を過度に増やすことのないような範囲で出来るだけ誤解を避けるようにと心がけながら記述してきた。

この章の最後のパラグラフでは、「会計士監査が財産法の変形であることは、全面的にもっと詳しく論述する必要がある。また内部統制組織が高度に発展した企業においては、一旦外部の公共会計士に委せた財産法の計算を、再び内部監査制度の形態で取り戻しつつある事情を究めなければならない。これに対して公共会計士監査の中心が、財産法の分担から損益法に介入する主観的判断の公正なる立場からする判断という点へ移行しつつある点を、明らかにすることも必要である。だがここではこれまでの研究の中間報告として、会計士監査の会計的意味を指摘するにとどめたい。」(168頁)と、内部統制組織、内部監査制度、損益法に介入する主観的判断での恣意性の排除との関係に触れている。

「会計士監査が財産法の変形」あるいは「財産法の分担」であることをベースにして、内部統制組織が高度に発展している企業での内部監査による財産法計算の実施、これによる会計士監査の財産法の分担から「損益法に介入する主観的判断の公正なる立場からする判断」への移行という事情の変化に着目されていた。記録と事実との照合が企業会計の信頼性の保証として本能的欲求であるとの視点から、損益法と財産法とが結合した体系を追求されていて、この研究が中間報告とされているから、御存命であれば、おそらくこの研究をさらにすすめられたのであろう。

しかしながら、「四 企業会計の構造」までは筆者なりに理解出来たように思うけれども、「五 会計士監査の意味」については、その説述に、筆者には理解し難いものがいまなお残されている。それは、

①損益法と財産法との全面的結合関係を保持した構造こそが、記録と事実との照合に根差した利潤計算の本来あるべき正しい計算構造であるとされ、損益法に財産法の計算を取り入れ、会計の本然的形態を完成すべきであろうとされていた。ところが、「損益法を主体とする今日の企業会計は、その帳簿記録を会計士に監査せしめることによって、自ら省略し

た財産法を補充していた・・・つまり会計士が財産法の担い手なのである。」と、計算構造とは本来は独立の制度である会計士監査を財産法の担い手であるとした。財産法と損益法との全面的結合関係を保持する企業会計本来の正しい利潤計算構造のなかに、「会計士監査が財産法の変形である」としてなぜ会計士監査を位置付けられるようにされたのであろうか。

さらに、疑問とされるのは、「会計士監査が財産法の変形」であるとしながらも、内部統制組織の発展によりそれが内部監査制度の形態で取り戻されつつあるとされていたが、依然として、財産法による計算を企業内で独自に実施される内部監査に求めていることである。さらにいえば、企業はその利潤計算構造として、財産法の計算を企業外部の会計士監査あるいは企業内部の内部監査に委ねることが、財産法と損益法との全面的結合関係を保持する企業会計本来の正しい利潤計算構造として、ないし利潤計算の基本的あり方として、適切であるといえるのかどうか。内部統制組織の高度な発展を前提として財産法の担い手として内部監査をあげるのであれば、なぜ、計算の信頼性を確保しようとする内部統制組織そのものの検討をここに入れなかったのであろうか。「会計士監査が財産法の変形」であるとするについて、企業が自己の所有する資産・負債について所有主としての注意をもって保管責任を担うべきことは、株主に対する取締役の重要な義務であり、これを無視ないし軽視した利潤計算の構造の存在は考えづらい。

利潤計算構造は、いかなる形態をとるにせよ、まず企業の計算構造それ自体として信頼性を確保し得る構造を保持することを要件とすべきであろう。このために利潤計算構造を立論する前提として計算と事実との照合を強調されていることでもある。企業がそれ自体で会計記録の信頼性を担保する利潤計算構造を保有し、さらにその計算構造のより客観性のある運用のために内部監査を保持し、これが企業とは独立の外部の会計士によって判断されるとすることの方が、「公共会計士監査の中心が、財産法の分担から損益法に介入する主観的判断の公正なる立場からする判断という点へ移行」(168頁)ともされていることと結びつくのではないだろうか。

なぜ信頼され得る企業独自の利潤計算構造について内部統制組織の機能が論じられていないのであろうか。会計士監査を企業会計に組み込んでの議論のまえに、損益法による利潤計算構造での内部統制の役割を示し、内部統制のどのような側面を企業会計

に組み込むべきか、内部統制組織の事情をも斟酌する必要があったのではないかと考えられる。SECによるIFRSへのロードマップ<sup>3)</sup>では、U.S.A.の上場有価証券発行者によるIFRSの利用にいたるマイルストーン 7項目のほかに、考慮を要する分野として、財務情報の役割、会計システム・コントロール手段および手続、監査、IFRSとIASBの基準設定プロセスとをあげているけれども、より説得力が高い。

②また、「内部統制組織が高度に発展した企業においては、一旦外部の公共会計士に委せた財産法の計算を、再び内部監査制度の形態で取り戻しつつある事情」も検討されるべきことを示唆されていた。

内部監査は、内部統制の不完全さを補完するとされ、そのゆえに内部統制と内部監査との関連性を重視する見解が比較的多くとられてきた。財産法の計算を担うことが内部監査の本来の目的とされるべきかについても、内部統制の本質に照らしなお検討しなくてはならないであろう。

#### 四 旧監査基準での監査手続

この八章に収録されている論文は、昭和25年5月に森山書店から刊行された日本会計学会編「財務監査論」(上野・太田先生還暦記念論文集 II)に掲載されていたものである。「利潤計算原理」の第八章では、この論文集に掲載されている論文の「一」の箇所が割愛されている。ここでは、「この小稿は筆者が久しい間研究題目として考究を重ねてきた「企業会計の構造」に関する一應の結論に相当するものである。」(同論文集1頁)とされているから、その「第一編 利潤計算原理」の最終章にこの論文を掲載したことはうなずかれる。ただ、この論文の内容についての考察をするにあたって、この論文集の出版が、わが国で初の監査基準(以下、旧監査基準という)が制定、発表された昭和25年7月のまさに前夜に等しい2ヶ月前であったことを考慮しておくことが必要であろう。

なぜなら、岩田巖先生は、昭和25年監査基準の制定にあたってその草稿を執筆されたといわれる(その草稿に関する審議会の場では、他のどの委員からも異見が出されなかったと聞かれる)。したがって、この論文の執筆と旧監査基準草稿の執筆とはほとんど同じ頃ではなかったかと推測されることから、会計士監査による財産法の計算が旧監査基準でどのように表現されているのかを、必要と認められる条項にとどめて検討してゆくことにしたい。

まず、前文の「財務諸表の監査について」において、監査の目的を「財務諸表が、「企業会計原則」に

準拠して作成され、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示するか否かにつき、監査人が、職業的専門家としての意見を表明して、財務諸表に対する社会一般の信頼性を高めることである。」とし、財務諸表の利用者について、経営者、投資者、債権者、その他のいずれかに限定するのではなく、社会一般としている。

また、財務諸表の性質について、「財務諸表が単なる事実の客観的表示ではなく、むしろ多分に主観的判断と慣習的方法の所産であることは、近代的企業会計の著しい特徴である。」とされていることは、「財務諸表の検査」(Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants, 1936, Sec. I)で示されていることに類似する。ここでの近代的企業会計は損益法を主とした利潤計算構造に基づいているとみてよいのであろう。

次いで、「第一 監査一般基準」では、

「一 企業が発表する財務諸表の監査は、(中略)・当該企業に対して特別の利害関係のない者によって行われなければならない。

・・・(中略)・・・

五 監査人の行う監査証明は、客観的事実の証明ではなくして、財務諸表の適否に関する意見の表明である。

六 監査人は、財務諸表に対する意見に関して責任を負うのであって、財務諸表の作成に関して責任を負うものではない。

・・・(後略)・・・

として、監査人は、公正不偏な心構えをもって適正な財務諸表が公表されるように指導するけれども、企業との間では、財務諸表の作成、すなわち利潤計算自体に関し責任を負わないこと、財務諸表(利潤計算とその開示)の適否について表明する意見に責任を持つこと、企業に対して経済的・身分的利害関係を有しないことなど、独立性の確保と利潤計算に対する責任の区分を明らかにしている。

次いで、「監査実施準則」の「正規の監査手続」では、

明細表を求め、またないしは関係帳簿と照合する手続をとることとしている事項は、現金、預金、手形債権、受取勘定、有価証券、固定資産、手形債務、支払勘定、社債及び長期借入金などにあり、棚卸資産については責任者の署名ある棚卸表を求め、現場で作成された棚卸原票、その他の資料と照合するようにしている。基本的には企業の側でその保有する資産及び負債を把握し、その把握した結果と監査人の監査結果と照合する考え方をとっている。

次いで、例えば、海外の粉飾事例から当時注目されていた監査対象項目のひとつとしての「受取勘定」を見ると、それに対する監査手続は、

- 「1 監査年度末現在の受取勘定残高を人名別及び期限別に分類した明細表を求め、関係帳簿の残高と照合することを要する。  
受取勘定にして証書のあるものについては、帳簿記録と証書とを照合して検査することを要する。
- 2 受取勘定が流動資産又は総資産中重要な割合を占める場合には、債務者に照会して確認を求めることを要する。
- 3 受取勘定残高の内容を検査し、係争中の項目又は期限の経過した金額については、責任ある役員に質問して説明を求めることを要する。
- 4 貸倒引当金の当否を確かめるため、質問その他必要な検査を行うことを要する。
- 5 貸倒償却を行った債権については、責任者の正当な承認を得たものか否かを質問して説明を求めることを要する。」

のように示されている。

受取勘定に記載されている残高が、受取勘定としての要件を具備し、それが現実に存在し、回収可能であり、適切に管理されているのかを監査要点としている。それは正規の簿記の原則を満足し、弁明可能であるように債権の発生と回収等を継続的に記録し、その消し込みが確実に行われ、その在高が請求可能な債権を常に示すように管理されていなければならない。受取勘定の管理の評価は、不正の発生防止、不良資産の有無、架空計上の排除に関し重視される。受取勘定について債務者への確認により外部証拠を入手するようにしているが、流動資産または総資産を基準として重要であると認められるときにおいてであり、受取勘定関係帳簿記録との関連において確認を行うとしている。したがって、監査人が独自に財産目録を作成し、それに基づいて貸借対照表を作成し、企業の受取勘定と照合するようにはしていない。あくまでも、企業が継続的に作成したアカウントブルな関係帳簿に照らし、それと確認結果との照合に重点がおかれている。しかし、網羅性(無視するのではないが)よりは実在性に主眼がおかれているとあってよいであろう。

かつて貸借対照表監査の決定版といわれた AIA (現在の AICPA)、「財務諸表の検証」(Verification of Financial Statements, 1929, 略称“Verification”)でも、監査の範囲を、④一定日における資産・負債の検証、⑤検討対象期間の損益勘定の検証、⑥

内部牽制の有効性を確かめるための会計システムの検査 としていたが、

- 1) 期首と期末に、総勘定元帳から締切後の試算表を比較形式で作成
- 2) 資産・負債の検証以前に、試算表に記載の全項目を貸借対照表と照合
- 3) 資産・負債の検証目的を、それらの実在性と網羅性、期首・期末での分類の一致、貸借対照表と帳簿との一致の有無
- 4) 期間中の資産・負債の処分(屑処理、売却、抹消等)がその取引事実と符合していること
- 5) 期中に開設・閉鎖の勘定の財務状況への影響の確認、総勘定元帳の精査
- 6) 期首・期末の貸借対照表を比較し、資源の増減報告書を作成
- 7) 資産・負債の検証手順は貸借対照表記載の順序による

のように監査の方法を示していた。

「財務諸表の検証」は、旧監査基準より資産・負債それ自体に接近し、その在高を独自に測定することに近い。

## 五 損益法と内部統制

損益法を主体とする今日の企業会計は、会計士が財産法の担い手として監査せしめることによって、自ら省略した財産法を補充していたとする見方は、制度として必ずしもそのように実施されているとはいえない。

損益法に一元化することが本質的動向であるとされる企業会計は、その信頼性を保証するために、事実と記録との照合をどのように確保しようとするのか。これをアカウントビリティのチャージとデイスチャージのプロセス、これを基礎とする内部統制のプロセスに求めたいと筆者は考えている。

かつて、筆者は、内部統制の本質についての考察をすすめたことがある。<sup>4)</sup> その内容をここに再度述べさせていただきたい。その骨子は、内部統制の基本的コントロールは会計的コントロールであり、会計的コントロールの手段はインターナル・アカウントビリティのチャージとデイスチャージで、したがってその核はアカウントビリティであるとするものである。

アカウントビリティは、一般的に、財産の委託すなわち財産運用権限の委譲により確定された責任について、運用権限の行使をつうじての責任の達成に関する説明義務であるとされる。いったんアカウントビリティが設定されると、どのような被委託者(受

託者)も委譲者(委託者)に対し、その権限の行使と責任の達成について申し開きをする義務を生ずる。なぜなら、被委譲者(受託者)は、自己の所有でない委譲者(委託者)の財産を、委譲の趣旨に反しない限り、委譲者(委託者)からなんらの制約を受けることなく、自らの自由な判断で運用するのであるから、財産の所有者である委譲者(委託者)に対して弁明しなくてはならないことは必定だからである。

チャージされたアカウントビリティは正当な理由のない限りディスチャージされない。アカウントビリティがディスチャージされるためには、被委譲者の説明が、委譲された権限の行使や責任の達成について、委譲者からの十分な納得を得なければならない。このためには、説明それ自体が明瞭に事実を伝えることが求められる。このために、その説明のなかに存在する判断に恣意性が介入することがないように、ましてや不正、そして一定の程度(誠実性が疑われるような)を超える誤謬が存在することは許されず、信頼されるものでなければならない。

これに関し、岩田巖先生は、「職制上、企業内部において、財産の受払保管に関する権限が一定の部署や担当者に委譲され、その責任の範囲が限定されている場合、この業務を担当する者は、財産の受入から払出すまでの間において委託された財産が如何に管理保全されているかの顛末を、要求されれば、説明する責任を負うものである。この種の責任が、ここにいうところのアカウントビリティということである。」<sup>5)</sup>と、上述と若干の相違があるにしても、基本的に同趣旨の理解を示されている。

岩田先生は、続いて「現金勘定において借方の残高があるかぎり、出納担当者はこの部分に関するアカウントビリティを負うのである。だが、もし現金の実地棚卸が行われ、その実際在高と勘定残高との一致が認められる場合には、残高に関しても出納担当者のアカウントビリティは解除されることになる。帳簿残高は会計的には、現金がこれだけ増加し、これだけ減少したと記録されているから、これだけは当然残っている筈だという意味の残高である。ドイツではこの種の残高をゾル・ベスタンドという。(中略)・これに対して実地棚卸によって確かめた残高は、実際の事実としての残高である。(中略)・このゾル・ベスタンドとイスト・ベスタンドが符合するということは勘定記録に漏れがなく正確であったことを示すとともに出納担当者が保管の任務を果し、現金の保管が完全であったことを立証するものである。従ってこれで出納担当者のアカウン

タビリティは解除されるのである。」<sup>6)</sup>とされる。

この勘定記録がアカウントブルであるためには、その記録の記述が正確でなければならないが、さらに当該記録は関連する証憑書類と一致していることが必要である。そしてこの証憑書類は取引事実を正しく反映するものでなければならない。このような要件を備える勘定記録の集積としての残高は、あるべき残高を示すことになる。アカウントブルな記録に基づいてのインターナル・アカウントビリティのチャージとディスチャージとをつうじて、会計記録の正確性や財産の保全が確保されることになる。これが確実に行われることを保証する手段が会計的コントロールないしアカウントティング・コントロール(コントロールには、目標志向的概念と手段の概念とがある。)である。

しかも、アカウントビリティは、基本的には「あるべきもの」(sollen)にてらして「あるもの」(sein)を説明すると理解されるようになってきているから、アカウントビリティのチャージには、将来回収されるべき金額、あるいは予算や標準のような未来数値があるべき価値として勘定に記載されるか、あるいは勘定と有機的關係を有するようになると、これらをもチャージに含めるとされ、これらとの間についてもアカウントビリティが存在するように理解されるにいたっている。しかしながら、予算管理制度や標準原価計算制度の導入ないし設定の趣旨から能率性の説明こそが主たるもののように理解されることが多い。

それゆえ、インターナル・アカウントビリティのチャージとディスチャージにおいては、不正や誤謬、法令違反のほかに非能率に対するコントロールをもともない、これらを内包するコントロールを会計的統制ないしアカウントティング・コントロールともされるように展開されてきた。

内部統制の基本的機能は会計的コントロールにあるけれども、それはまた手段の側面としては、アカウントビリティのチャージとディスチャージとが相互に牽制的に機能するように、その目標遂行の過程で、その構成要素(例えば、人、あるいは機械等)が目標達成に向けて抑制されるように仕組みられ、設計されていることが重要である。アカウントビリティの概念を無視した会計的コントロールの概念は存在し得ない。

インターナル・コントロールの手段は、会計的コントロールの本来的な目標である会計記録の正確性、財産の保全、そして能率性の促進、法令違反の排除に照らして、異常と認められる事実が発見され



たときは、当該異常事項を管理責任者に明示し、これにより企業が選択した目標の達成を高めるための情報提供の手段体系（システムと称してもよい）である。

内部統制の本質的要素は、例えば金庫や鍵、錠等の物的設備等それ自体ではなく、それらをどのように操作するか、それらを取扱う手続的方法のうちにある。金庫がどのように価格が高く、またそれ自体として幾重にもチェックを組み込んだ堅牢な製品であるにしても、そのこと自体をもって内部統制の手段体系が信頼されると評価することは出来ない。ただ、内部統制の目標達成に関連する設備に多額の支出をするというマネジメントの判断が内部統制の手段体系を重視しているとのマネジメントの姿勢（内部統制環境）を評価するひとつの資料になる。繰り返すけれども、このような姿勢の評価結果は、内部統制の手段体系の信頼度を評価する決定的な証拠、ないし決め手にはなり得ない。

わが国では、例えば、旧監査基準に見られるように、内部統制組織の語が使用されることが多い。system の語には、辞書においては、「組織」「制度」「体系」「体制」など多くの日本語があてられている。「組織」（organization）は、特定の目的を達成するために多数の人々が協力的関係を保持する人の構成体を意味する。目的の達成にむけての協力関係が保持されていないときにはもはや組織とはいわれない。経理部・生産管理部・購買部等々は組織とされる。これに対し system は組織を運営するための方法に関するものである。内部統制組織は組織ないし組織体を内部統制の目標を達成するように運営するためのあり方に関するものである。それはプロセスといってもよい。例えば、経理部が財務諸表を作成して所定の期間内に報告するとか、あるいは原価情報を作成して原価管理の責任者に報告するにあたり、それらが一定の時期までに読者が誤解しない程度の正確さを保持するための手続の体系が内部統制組織である。英語で内部統制は system of internal control あるいは internal controls といわれ、organization of internal control とはいわれない。内部統制組織は、特定の明確な目標とその達成水準、目標に関連する構成パーツの識別、それら構成パーツの決められた配列こそが重視される。

さらに、このような内部統制の説述に関して、内部統制の COSO モデルに触れておく必要がある。このモデルでの内部統制の構成要素（components）とされる統制環境、リスク評価、統制活動、情報とコミュニケーション、監視の5つこそが、内部統制の

評価にあたって注目され、システムとしての内部統制の構造的特徴がこの構成要素の影になっているようにみられる。

しかしながら、「内部統制とは、企業の取締役会、マネジメント、その他の幹部によってその目標が達成されるようにされ、次の諸領域に関する目標の達成について合理的保証を提供するように設計されている、ひとつのプロセスである。

オペレーションの有効性と能率性  
財務報告の信頼性  
適用可能な法令への準拠性<sup>7)</sup>

とされている。この内部統制の定義に関するキー・コンセプトのひとつとしてあげている「プロセス」に関し、「内部統制はプロセスである。それは最終結果 end に対する手段であって、それ自体が最終結果ではない。」とし、内部統制が、組織体の運営方法にかかわる概念であることを明らかにしている。これは、コントロールの語が結果を志向する意味で使用する場合と手段を意味して用いられることがあることから、あえてプロセスを意味するように internal controls の語を用いると、あえて内部統制の手段的性格に限定しての使用を明らかにしているとみられる。

金融庁企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（平成19年2月15日）で示されている内部統制も基本的には COSO モデルに類似する。

COSO モデルでの内部統制の構成要素は、内部統制の手段体系を評価するにあたっての切り口を示しているとみるべきであろう。そうでなければ、「統制環境は、構成員のコントロール意識に影響を与え、組織体の雰囲気醸成する。それは規律と構造を創り、内部統制の他の構成要素の基礎とされる。」としてマネジメントの誠実性と倫理的な価値基準、取締役会又は監査委員会、マネジメントの経営理念と運営のあり方、組織構造、業務活動に対する権限及び責任の明確化、人的資源に関する方針などをあげているが、<sup>8)</sup> これらが内部統制に包含されるとすれば、内部統制はコーポレート・ガバナンスやリスク・マネジメントをも内包する企業の指揮・運営を支配するための包括的な管理体制となり、先の定義と矛盾することになる。

わが国では、一部にこのような見解をとっているのではないかとみられるものもあるけれども、筆者にとってはどうしても理解出来ない。しかしながら、内部統制を評価するときにはこれらを内部統制の前



提として捉えていかなければならないことはいうまでもない。かつて AICPA は、内部統制構造と称し、それは統制環境と内部統制手段とからなるとしたことがあった。<sup>9)</sup>

COSO の内部統制環境はこの延長線上にあるとみられる。SEC 通牒では、内部統制の評価にあたり、その範囲を会社の全階層にわたるあらゆる種類の方針、計画、手続、プロセス、システム、活動、機能、プロジェクト、独創的主導、努力にまで拡張しているが、<sup>10)</sup> 監査人の責任をより強く求めて会計不祥事の発生に対応しようとするにあたって当然といつてよい。

要するに、内部統制はその目標を達成するための手段であり、その中核的部分はアカウントビリティのチャージとディスチャージが確実に遂行されるようにする手続の体系であるといつてよい。これは、利潤計算原理の視点からすれば、勘定残高が実際在高と一致することを保証する手続の体系であるといつてよい。

損益法は収益と費用とを対応させることにより利潤を認識する方法であるとされた。この計算結果を監査するために、発生した期間収益と実現した期間費用の正当性、その対応の当否を確かめるための監査手続のアプローチ（監査方法）として、残高法と取引法とがいわれてきた。<sup>11)</sup> これらのいずれを選択すべきかについて、より信頼度の高い証拠を入手するためには残高法がすぐれているとされ、財務諸表監査の目標は、損益計算監査といわれながらも、その監査手続の大部分は貸借対照表項目の増減と残高について証拠の入手をつうじ収益及び費用の確証を行うようにされてきた。これは、①損益計算書記載項目は名目勘定であり、貸借対照表記載の勘定項目はその多くが実在勘定であることや、②入手される監査証拠の信頼度に関連しての監査手続の費用対効果、③内部統制システムへの依存度などから、繰延税金勘定や金融商品や固定資産の評価を勘案しても肯定される監査手続のすすめ方であろう。

しかし、残高法での監査手続は、その監査対象である財務諸表について、メインを損益計算書におき、一期間の収益及び費用として認識されなかった事項の繰延表として貸借対照表を理解するという近代会計制度を前提として、記録されている勘定記録、その結果としての勘定残高を監査の対象としている。したがって、監査手続のアプローチとしての残高法により監査手続を体系化しているとしても、それが利潤計算原理における残高法の会計士による分担とはならない。

## 結び

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 10 日内閣府令第 62 号、最終改正平成 20 年 6 月 6 日内閣府令第 36 号）は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、平成 21 年 3 月に事業年度が終結する対象会社に対して内部統制報告制度がスタートしている。この制度のスタート以来、内部監査を担当する人々の間では、経営者が作成する「内部統制報告書」（金融商品取引法第 24 の 4 の 4 ①②）に関し、内部監査人が「財務報告に係る内部統制」を対象とした監査結果について、これまでの能率性の検討を重視した業務監査の報告書とは別に、内部監査報告書として経営者に提出すべきかなどが個人的に話し合われているとも聞かれる。

これまで各種業務の実施状況とその結果を重視してきた内部監査が、業務実施のプロセスをさらに重視し、特にこれまでとかく軽視しがちであった会計監査のウエイトが高い「財務報告にかかる内部統制」に注目するという変化は、内部統制報告制度の影響を強く受けての結果である。

他方、国際財務報告基準（IFRS）への収斂に関連して、包括利益の採用等わが国の企業会計原則との乖離事項について、会計上の問題が議論されている。しかし、そのわが国での議論に関連し、内部統制が論議されることはほとんど全くといってよいほどにない。SEC の Road Map では、財務報告の手続やコントロール手段（Accounting Systems, Controls and Procedures）を、IFRS を利用しての報告にいたるマイルストーンとは別の考慮事項として記載しているにしても、そこにあげられていることは注目される。

学生諸君にこれまで読んでいただくことが多かった「利潤計算原理」では、損益法との関連において内部統制を示唆しているけれども、それらの手続的關係を述べていない。これはわが国の財務会計の書物では一般的である。

しかし、岩田先生は、「企業会計における会計士監査の意味」と題する論文で財産法の担い手を会計士監査に求められたが、「[アカウント]・[アカウントビリティ]・[アカウントティング・コントロール]」と題する論文では、チャージされたアカウントビリティがディスチャージされるために帳簿残高と実際在高との一致ないし符合が求められた。利潤計算構造のなかで、その計算過程で勘定残高の確認が行われ、実際在高が把握されると理解することが許され

るのであろう。

(ひだ のぶお 監査論)

勘定記録の信頼性を保証する企業会計として、記録と事実との照合を立論の前提として利潤計算のあり方の考察をすすめてゆくに当たって、筆者の監査論視座に強く影響されてのことであろうけれども、そのことの方が筆者にとって理解しやすい。

#### 引用文献

- 1) 岩田巖著「利潤計算原理」20版，同文館，平成5年6月
- 2) 飯野利夫編「岩田巖」神戸大学会計学研究室編「会計学辞典 第五版」同文館 平成9年6月，30頁～31頁
- 3) SEC, ROADMAP FOR THE POTENTIAL USE OF FINANCIAL STATEMENTS PREPARED IN ACCORDANCE WITH INTERNATIONAL FINANCIAL REPORTING STANDARDS BY U.S. ISSUERS, Release Nos.33-8982; 34-58960; File No.S7-27-08
- 4) 拙稿「内部統制の本質についての再吟味」経理研究 49, 中央大学経理研究所, 2006年6月, 1頁～13頁
- 5) 岩田巖著「会計士監査」森山書店, 昭和29年, 365頁
- 6) 岩田巖著 上掲書, 366頁
- 7) Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission (COSO), Internal Control - Integrated Framework, Sep. 1992, pp.9～10
- 8) COSO, *ibid.*, pp.19～25
- 9) AICPA, Statement on Auditing Standards No.55, Consideration of the Internal Control Structure in a Financial Statement Audit, 1988
- 10) SEC, Management Report on Internal Control Over Financial Reporting and Certification of Disclosure in Exchange Act Periodic Reports, SEC Release No.33-8238
- 11) 拙稿「監査方法の特質」会計, 昭和44年11月

#### おことわり

英文タイトルを、会計学辞典等により、損益法を Revenue and Expense Accounting としているけれども、繰延表としての貸借対照表を含意してのことであるから、強いてこの英訳を活用しようとするれば、Revenue and Expense Accounting Approach の方がよいのではないかと考える。